

平成22年6月
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

平成22年6月7日

○出席議員 18人

1番 岩瀬 洋 男 君	2番 中 村 一 夫 君	3番 刈 込 欣 一 君
4番 土 屋 元 君	5番 忍 足 邦 昭 君	6番 根 本 讓 君
7番 高 橋 秀 男 君	8番 板 橋 甫 君	9番 丸 昭 君
10番 八 代 一 雄 君	11番 岩 瀬 義 信 君	12番 寺 尾 重 雄 君
13番 渡 辺 玄 正 君	14番 児 安 利 之 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 岩 瀬 章 君
企 画 課 長 関 利 幸 君	財 政 課 長 藤 江 信 義 君
税 務 課 長 花ヶ崎 善 一 君	市 民 課 長 佐 瀬 義 雄 君
介 護 健 康 課 長 西 川 一 男 君	環 境 防 災 課 長 玉 田 忠 一 君
	兼清掃センター所長
都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君	農 林 水 産 課 長 関 重 夫 君
観 光 商 工 課 長 近 藤 勝 美 君	福 祉 課 長 関 修 君
水 道 課 長 藤 平 光 雄 君	会 計 課 長 渡 辺 秀 行 君
教 育 課 長 中 村 雅 明 君	社 会 教 育 課 長 黒 川 義 治 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君	議 事 係 長 大 鐘 裕 之 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第1号

- 第1 諸般の報告
- 第2 市長の行政報告
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員の指名
- 第5 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第27号 工事請負変更契約の締結について

第6 議案上程・説明

議案第28号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第29号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第30号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第31号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 勝浦市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算

議案第35号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

第7 休会の件

開 会

平成22年6月7日（月） 午前10時07分開会

○議長（板橋 甫君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。これより平成22年6月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

諸 般 の 報 告

○議長（板橋 甫君） 日程第1、諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。守沢事務局長。

〔事務局長 守沢孝彦君登壇〕

○事務局長（守沢孝彦君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における理事者側の出席通知、平成22年3月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによってご承知をいただきたいと思います。

それでは、最初に、系統市議会議長会関係について申し上げます。

初めに、千葉県南12市議会議長会について申し上げます。去る5月14日、南房総市において

千葉県南12市議会議長会総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

会議の概要を申し上げますと、会長のいすみ市議長及び開催市の南房総市議長、並びに南房総市副市長のあいさつに続いて、前回の総会以降、新しく就任されました正副議長の紹介が行われました。

その後、会議に入り、会務報告を承認した後、平成21年度歳入歳出決算、平成22年度事業計画及び平成22年度歳入歳出予算を審議し、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、役員の改選が行われ、会長に南房総市、副会長に山武市、理事に館山市のほか7市、監事に袖ケ浦市及びいすみ市の各議長が選任されました。

次に、千葉県市議会議長会について申し上げます。去る4月21日、千葉市において千葉県市議会議長会定例総会が開催され、議長が出席いたしました。会議に先立ち、会長の浦安市議会議長及び開催市の流山市議会議長及び流山市長のあいさつに続いて、来賓として出席された森田千葉県知事から祝辞が述べられ、次に去る2月10日に千葉市で開催された千葉県市議会議長会、議長研修会以降、新しく議長に就任された議長の紹介が行われました。

その後、会務報告に続いて平成21年度歳入歳出決算、平成22年度歳入歳出予算、並びに各市提出議案1件が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、役員の改選が行われ、会長に鎌ケ谷市、副会長に成田市、理事に市原市、佐倉市、南房総市及び柏市、監事に船橋市、並びに袖ケ浦市の各議長が選任されました。

次に、関東市議会議長会について申し上げます。去る4月27日、群馬県前橋市において第76回関東市議会議長会定例総会が開催され、議長が出席いたしました。総会は、会長の前橋市議長及び開催市の前橋市長のあいさつに続いて、大沢群馬県知事並びに群馬県議会議長等の来賓祝辞が行われました。

その後、会議に入り、会務報告を承認した後、各委員会の諸報告がなされ、続いて議案審議が行われ、平成21年度歳入歳出決算及び平成22年度歳入歳出予算のほか、各都県提出議案4件が審議され、いずれも原案のとおり承認、可決されました。

次に、役員の改選及び相談役の委嘱が行われ、会長に八王子市、副会長に水戸市のほか2市、支部長に渋川市ほか7市、理事に高崎市ほか33市、監事に浦安市及び狭山市、相談役に前橋市のほか7市の各議長が選任されました。

なお、千葉県関係を申し上げますと、支部長に鎌ケ谷市、理事に成田市、市原市、佐倉市、南房総市、柏市、また相談役に千葉市の各議長が選任されました。

次に、全国市議会議長会について申し上げます。去る5月26日、東京都の日比谷公会堂において第86回全国市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。定期総会は、会長のあいさつに続いて、内閣官房副長官、衆議院議長及び総務大臣政務官からの来賓の祝辞があり、続いて新市として福岡県糸島市ほか7市が紹介され、次に永年在職議員の表彰が行われ、本市議会からは、先ほど表彰状の伝達が行われましたが、岩瀬義信議員、黒川民雄議員、末吉定夫議員、水野正美議員の4名の議員が在職15年の一般表彰の栄に浴されました。

その後、会議に入り、会務報告を承認した後、部会提出議案26件及び会長提出議案3件を審議し、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、部会長、理事、評議員、各委員会委員の選任及び相談役の委嘱が行われ、千葉県関係では、理事に鎌ケ谷市、評議員に成田市、市原市、佐倉市、南房総市、柏市が、また地方行政

委員に我孫子市、地方財政委員に八千代市、社会文教委員に八街市、建設運輸委員に山武市、共済会代議員に習志野市ほか5市、相談役に政令指定市の千葉市の各議長が選任、委嘱されました。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。

去る6月2日、議会運営委員会を開いていただき、ご協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会の会期は、6月7日から6月18日の12日間とするということであります。

日程につきましては、あらかじめお手元へ会期日程表をお配りしてございますが、本日はこの後、市長の行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、続いて、議案第27号を上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て、採決をお願いする。さらに、議案第28号から議案第35号までを逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに議案第34号の一般会計補正予算並びに議案第35号の国民健康保険特別会計補正予算につきましては、それぞれの担当課長から補足説明を受け、散会する。

第2日目の6月8日並びに第3日目の6月9日は議案調査のため休会とし、第4日目の6月10日並びに第5日目の6月11日は、定刻午前10時に開会し、一般質問をお願いする。なお、通告のありました議員は5名であります。

第6日目の6月12日及び第7日目の6月13日の2日間は、会議規則第10条の規程により休会とし、第8日目の6月14日は定刻午前10時に開会し、議案第28号から議案第35号までを逐次上程し、質疑を行い、その後、陳情4件とともにそれぞれの常任委員会へ付託し、散会する。

第9日目の6月15日から第11日目の6月17日までの3日間は、委員会審査等のため休会していただき、この間、6月15日は午前10時から総務常任委員会を、6月16日は午前10時から教育民生常任委員会を、さらに午後2時から建設経済常任委員会をそれぞれ開いていただき、付託事件の審査をお願いする。

最終日の6月18日は、定刻午前10時から本会議を開いていただき、逐次、議案、陳情を上程し、各常任委員長から報告をいただき、質疑、討論を経て、採決をお願いする。

なお、陳情が採択された場合には、発議案として意見書の提出が考えられますので、その場合にはそれを上程し、発議者から提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て、採決をお願いする。

続いて、繰越明許費繰越計算書の報告について市長から報告を受け、今期定例会を閉会する。

以上のような答申がなされましたので、これに基づきまして今期定例会が運営されるものと存じます。

以上を申し上げまして、諸般の報告を終わります。

市 長 の 行 政 報 告

○議長（板橋 甫君） 日程第2、市長の行政報告であります。

市長の報告を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） 本日、平成22年6月勝浦市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとお忙しい中をご参集いただき、厚く御礼申し上げます。

それでは、ただいまから行政報告を申し上げます。

第10回勝浦港カツオまつりの開催結果について申し上げます。去る6月5日、勝浦漁業協同組合、新勝浦市漁業協同組合、勝浦鮮魚商組合及び勝浦市を構成団体とするカツオまつり実行委員会の主催により、千葉県、勝浦市商工会及び勝浦市観光協会の後援と、市内各種団体やボランティアのご協力のもと、第10回勝浦港カツオまつりを開催いたしましたところ、天候不順にもかかわらず、約3万9,000人の来場者がありました。

当日は、地元選出の水野智彦衆議院議員、金子健一衆議院議員、森 英介衆議院議員秘書を初め、千葉県からは重田農林水産部長、永妻商工労働部長、水産部局幹部職員など、来賓各位のご臨席のもと、盛会裏のうちに閉会することができました。

この様子は、テレビ、新聞等により広く報道され、勝浦のカツオとして定着しているブランドイメージの向上と本市のイメージアップ、さらには多くの来場者によるまちのにぎわいが図られたものと考えます。

改めて、ご協力をいただきました関係団体、ボランティアなど、関係者の皆様に心より御礼を申し上げますとともに、今後もさらに創意工夫を重ねてまいりたいと考えます。

なお、勝浦漁港に水揚げされるカツオの約4分の1が宮崎県の一本釣り船でありますことから、口蹄疫で大きな被害が出ている畜産農家を支援するため、会場内に募金箱を設置し、来場者にご協力をいただいたところであります。

この貴重な浄財は、今後、宮崎県のカツオ船船主組合を通じ、畜産農家に義援金としてお渡しする予定であります。

以上で行政報告を終わります。

会 期 の 決 定

○議長（板橋 甫君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月18日までの12日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は12日間と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（板橋 甫君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において刈込欣一議員及び黒川民雄議員を指名いたします。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（板橋 甫君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。大鐘係長。

〔職員朗読〕

○議長（板橋 甫君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第5、市長提出議案を上程いたします。

議案第27号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第27号 工事請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、工事請負契約に関し、平成21年12月市議会定例会において議決をいただきました勝浦中学校校舎耐震補強大規模改修工事につきまして設計変更の必要が生じたため、工事請負契約の増額変更契約を締結しようとするものであります。

設計変更の内容につきましては、去る5月17日開催の市議会臨時会において議決いただきました平成22年度勝浦市一般会計補正予算（第1号）に計上した追加補正額977万5,000円の工事内容であります。

主な設計変更の理由及び内容について申し上げますと、校舎西側外壁は亀裂等が発生しており、当初設計では改修工事を見込んでおりませんでした。工事施工中に4階の音楽室において新たに雨水の侵入が確認されたことから、原因調査のため外壁モルタル部分を撤去したところ、西側の屋上パラペット部分の落下防止対策及び外壁補修工事の必要性が生じました。

また、体育館側である校舎東側外壁につきましては、当初設計では亀裂部分の補修及び塗りかえ改修工事といったものしか見込んでおりませんでした。西側外壁の調査結果を踏まえ、西側外壁と同様に屋上パラペット部分の落下防止対策及び外壁補修工事を実施しようとするものであります。

このほか、建物内部躯体においても施工中に判明した鉄筋露出部の補修及び調理室の排水管等の改修工事をあわせて追加し、増額変更契約を締結しようとするものであります。

このようなことから、工事請負契約額を977万4,450円増額し、変更後の契約金額2億3,379万1,950円をもって請負者、株式会社浅沼組千葉営業所所長、生藤 功と工事請負変更契約を締結しようとするものであります。

なお、5月17日の臨時市議会で、本案に係る関連予算の議決をいただきましたことから、5月21日に仮契約を締結しており、本案を議決いただきました暁には、本契約を締結し、直ちに施工する考えであります。従前より安全面及び騒音等の理由から夏休み期間中に予定している工事箇所に加え、今回追加工事により夏休み期間中の工事量が増加いたします。このため、

工期を延長することなく、当初の平成22年11月30日までに完了させるためには、一刻も早い着手が必要でありますことから、即決としてのご審議をお願い申し上げ、議案第27号の提案理由の説明を終わります。

○議長（板橋 甫君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号 工事請負変更契約の締結については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第27号 工事請負変更契約の締結については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号 工事請負変更契約の締結についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

議 案 上 程 ・ 説 明

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第28号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第29号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、以上2件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第28号及び議案第29号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第28号 千葉縣市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について申し上げます。本案は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する市町村の廃置分合により、平成22年3月23日から印旛郡印旛村及び本埜村が廃止され、その区域が印西市に編入されたことにより、組合の組織団体の数が減少したことから、組合規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について、

関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第29号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について申し上げます。本案は、千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する印旛郡印旛村及び同郡本埜村が平成22年3月23日から廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、広域連合を組織する地方公共団体の数が減少したため、広域連合の議会の議員の定数に関する規定について改正する規約を制定することについて、関係地方公共団体との協議を行うに当たり、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

以上で議案第28号及び議案第29号の提案理由の説明を終わります。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第30号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 勝浦市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第30号から議案第33号までの提案理由について説明を申し上げます。

初めに、議案第30号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。本案は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、国家公務員の育児休業等に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、本年6月30日から施行されることに伴い、国家公務員に準じ、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

その主な改正内容について申し上げます。少子化対策の観点から、男女とも子育て等をしてしながら働き続ける雇用環境を整備するため、子育て期間中の働き方の見直しとして、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために正規の勤務時間以外の勤務の免除を請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の勤務をさせてはならない規定が新設されたこと、及び配偶者の就業等の状況にかかわらず、早出遅出勤務の請求をすることができることとされたこと。

次に、父親も子育てができる働き方の実現として、一定の要件のもと、出生の日から57日間以内に最初の育児休業をした職員は、特別な事情がなくとも、再び育児休業をすることができることとなったこと。配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、育児休業等を取得することができることとなったこと。夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出し、最初の育児休業をした後、3カ月以上経過した場合には、再度の育児休業を取得することができることとされたこと等から、これらの措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

その他、法改正等に伴う関係条文の整備を行おうとするものであります。

次に、議案第31号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、平成22年3月31日、法律第4号をもって地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

それでは、勝浦市税条例を改正する条例の主な改正内容について申し上げます。市民税については第36条の3の2及び第36条の3の3において、扶養控除の見直しにより、所得税法上は16歳未満の扶養親族の情報は収集しないこととなりますが、市民税においては非課税限度額の算定のため、引き続き子の扶養情報が必要なことから、情報収集の根拠を条例で定め、現行の仕組みを維持しようとするものであります。

次に、第95条において、たばこ税の税率を現行の1,000本当たり3,298円から4,618円に引き上げる改正をしようとするものであります。なお、旧3級品につきましては、附則第16条の2において、1,000本当たり1,564円から2,190円に引き上げる改正をしようとするものであります。

次に、附則第19条の3において、租税特別措置法において少額の上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度が新たに設けられたことから、これにあわせ、株式譲渡に係る個人市民税の所得計算の特例を定めようとするものであります。

このほか、法改正等による根拠条項の移動等により、条文の整理を行ったものであります。

次に、議案第32号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布されたこと、また、国民健康保険税の算定基礎となる市民税に係る所得状況が確定したこと等に伴い、国民健康保険税の本算定に当たり、関係規定について所要の改正をしようとするものであります。

改正の主な内容について申し上げますと、国民健康保険税の課税額のうち基礎課税額に係る所得割額の税率を100分の5.7を100分の8.4に、資産税割額の税率を100分の20から100分の10に改め、基礎課税額の限度額を47万円から50万円に改め、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る税率につきまして、資産税割額の税率を100分の5を100分の2.5に改め、後期高齢者支援金等課税額の限度額を12万円を13万円に改め、介護納付金課税被保険者に係る税率につきまして、資産割額の税率を100分の6を100分の3に改め、介護納付金課税額の限度額を9万円を10万円に、それぞれ改めようとするものであります。

次に、非自発的失業者に対する軽減措置の創設に伴い、条文の整備をしようとするものでありまして、被保険者が非自発的な理由により失業した者及び雇い止め等により離職した等で失業給付を受けている者などを対象に、前年の給与所得を100分の30とみなし、軽減しようとするものであります。

また、これにあわせて、当該申告書の提出義務等の規定について定めようとするものであります。

このほか、法改正等による根拠条項の移動等により、条文の整理を行おうとするものであります。

なお、本条例改正につきましては、去る5月11日、勝浦市国民健康保険運営協議会に諮問し、5月27日に妥当である旨、答申をいただいておりますことを申し添えます。

次に、議案第33号 勝浦市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、所得税法等の一部が平成21年3月31日に公布され、当該法律における租税特別措

置法の一部改正に伴い、勝浦市手数料徴収条例第2条第1項第13号において、引用する条項に移動が生じたことから、本条例において所要の改正をしようとするものであります。

以上で議案第30号から議案第33号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第34号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算、議案第35号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました議案第34号及び議案第35号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、平成22年度勝浦市一般会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。歳入歳出予算におきましては、既定予算に1億102万6,000円を追加し、予算総額を81億5,351万5,000円にしようとするものであります。歳出予算のうち総務費におきましては、財産管理費を主に413万7,000円を追加し、民生費におきましては国民健康保険費を主に3,870万8,000円を追加し、衛生費におきましては、清掃総務費に300万円を追加し、農林水産業費におきましては、林業費を主に732万5,000円を追加し、商工費におきましては、観光費を主に3,083万3,000円を追加し、土木費におきましては、住宅建設費を主に1,692万3,000円を追加し、教育費におきましては、小学校費の教育振興費に10万円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に分担金及び負担金51万8,000円、国庫支出金3,788万3,000円、県支出金1,687万8,000円、寄附金750万円、繰越金3,863万6,000円、諸収入531万1,000円を追加計上し、市債570万円を減額しようとするものであります。

地方債におきましては、自然災害防止事業債ほか1件の追加及び（仮称）市民文化会館建設事業債の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第35号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。今回の補正予算は、事業勘定の歳入歳出予算の補正で、国民健康保険税限度額引き上げ等の地方税法等の一部改正及び医療費の増加が見込まれること等に伴う補正であります。

事業勘定の歳入歳出予算におきましては、既定予算に5,697万円を追加し、予算総額を28億7,420万2,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費232万1,000円、保険給付費5,039万6,000円、後期高齢者支援金等55万9,000円、介護納付金374万7,000円を追加し、前期高齢者納付金等5万円、老人保健拠出金3,000円を減額しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算で国民健康保険税284万9,000円、国庫支出金1,727万6,000円、療養給付費等交付金771万7,000円、繰入金3,329万9,000円、繰越金91万1,000円を追加計上し、前期高齢者交付金394万1,000円、県支出金114万1,000円を減額しようとするものであります。

以上で議案第34号及び議案第35号の提案理由の説明を終わります。

○議長（板橋 甫君） 午前11時5分まで休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、担当課長から補足説明を求めます。藤江財政課長。

〔財政課長 藤江信義君登壇〕

○財政課長（藤江信義君） 命によりまして、議案第34号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

それでは、説明は事項別明細書により歳出より行います。恐れ入りますが、20ページをお開き願います。まず、総務費であります。総務管理費のうち一般管理費に103万7,000円の計上であります。公用車1台分の小型ライトバンから軽乗用車への更新に伴う購入経費の計上であります。

財産管理費に200万円の計上であります。旧上野支所跡地の災害防除工事費200万円の計上であります。

情報管理費に110万円の計上であります。地方税法の改正に伴い、非自発的な理由により離職した方に係る国民健康保険税の軽減措置に対応した住民情報システム修正業務委託料110万円の計上であります。

次に、諸費及び今後、各款で財源内容の変更のみの計上がございます。これは当初予算編成時にまちづくり交付金及び地域住宅交付金が社会資本整備総合交付金に統合されるものの要綱等が示されていなかったことから、同交付金の計画事業で業務遂行上、当初予算への予算すべき事業は計上いたしました。が、あえて同交付金を財源として見込みませんでした。また、6月補正予算以降で支障のないものは、補正予算編成時での検討といたしました。その後、国土交通省より3月26日付で社会資本整備総合交付金の内定通知がありましたので、旧まちづくり交付金及び旧地域住宅交付金の計画事業で、当初予算に計上した事業に、今回、本交付金を充当し、一般財源等を減額しようとするものであります。

このようなことから、諸費につきましては対象事業でありますまちづくりワークショップ等開催事業費20万円のうち、4割相当分8万円を同交付金として充当し、同額一般財源を減額しようとするものであります。

22ページをお開き願います。民生費であります。社会福祉費のうち社会福祉総務費に9万8,000円の計上であります。社会保障生計調査に係る調査員報償費等の計上であります。

次に、老人福祉費に531万1,000円の計上であります。4月1日付で県知事より平成22年度介護職員処遇改善交付金支給決定通知がありましたので、総野園管理運営委託料を531万1,000円増額しようとするものであります。

次に、国民健康保険費に国民健康保険特別会計（事業勘定）繰出金として3,329万9,000円を計上いたしました。保険基盤安定繰出金につきましては、対象世帯見込み数の減に伴う保険税軽減分及び保険者支援分の合計402万2,000円を減額するとともに、職員給与費等繰出金分として、平成23年度からのレセプトオンライン義務化に伴う国保連合会新共同電算対応化システム修正業務委託料232万1,000円及び国民健康保険税の税率改正等に伴い、被保険者の負担軽減措

置として法定外繰出金分として3,500万円の計上であります。

24ページをお開き願います。衛生費の清掃総務費に300万円を計上いたしました。夷隅郡市広域市町村圏事務組合において、広域ごみ処理施設整備事業のため一般廃棄物処理基本計画等の策定が必要となり、その基礎資料となる各市町の一般廃棄物処理基本計画が必要なことから、本計画策定業務委託料300万円の計上であります。

26ページをお開き願います。農林水産業費であります。農業費のうち農業振興費に96万5,000円の計上であります。鳥獣被害防止総合対策交付金につきましては、わな等の購入等に関し、これまで国から実施団体への直接補助制度でありましたが、県から市町村経由の補助制度に変更され、4月16日付で県より通知がありましたので、勝浦市有害鳥獣対策協議会に対する交付金として96万5,000円の計上であります。

次に、林業費に518万7,000円の計上であります。新官字中島地先に係る小規模治山緊急整備事業補助金について、県より5月10日付で内示を受理いたしましたので、本整備工事費518万7,000円を計上いたしました。

次に、水産業費のうち水産業振興費に117万3,000円の計上であります。新勝浦市漁協が勝浦東部漁港、豊浜地区に設置する燃油等補給施設に対する補助金につきまして、5月20日付で県より内示がありましたことから、本事業に係る市の補助金交付要綱に基づき、市の補助分である県補助残の3割相当分を上積みした補助金117万3,000円の計上であります。

28ページをお開き願います。商工費であります。商工業振興費に648万6,000円の計上であります。このうち需用費138万3,000円、役務費14万5,000円、使用料及び賃借料46万3,000円の合計199万1,000円は、全国朝市サミット開催事業に係る看板、のぼり、ポスター等の印刷、会場使用料等の経費の計上であります。なお、本事業は、社会資本整備総合交付金として経費の4割相当分79万6,000円を見込んでおります。

業務委託料449万5,000円につきましては、4月1日付交付決定通知がございました緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金として、全額、県の補助金を受けて実施する貴重ひな人形仕分け・保存業務委託料449万5,000円の計上であります。

観光費に2,434万7,000円の計上であります。工事請負費2,241万円のうち鵜原海岸公衆トイレ設置工事費1,841万円につきましては、3月24日付で県より平成22年度観光地魅力アップ緊急整備事業補助金の内示を受け、実施するものであります。工事概要につきましては、木造平屋建て16.38平米、男性用小便器1基、女性用大便器2基、身体障害者の方にも対応可能な多目的トイレ1基の設置に係る工事費の計上であります。

次に、勝浦駅前観光案内所外壁改修工事400万円につきましては、雨漏りに伴う外壁防水改修及び屋根板金改修等に係る工事費の計上であります。

負担金36万2,000円につきましては、鵜原海岸公衆トイレ設置に係る水道加入負担金の計上であります。

30ページをお開き願います。土木費であります。土木管理費のうち土木総務費に100万円の計上であります。工事請負費100万円につきましては、中倉地内のため池に係る法定外公共物の災害防除工事費の計上であります。

道路橋りょう費における道路維持費及び道路新設改良費の財源内訳の変更は、旧まちづくり交付金対象事業として当初予算に計上いたしました排水整備事業2件、舗装修繕事業1件につ

いて、社会資本整備総合交付金として合計540万円、財源充当しようとするものであります。

次に住宅費であります。公営住宅の改築や家賃低廉化事業等の補助制度でございます旧地域住宅交付金が社会資本整備総合交付金に統合されましたが、3月26日付で社会資本整備総合交付金として内定通知がありましたので、住宅管理費につきましては、同交付金を法的賃貸住宅家賃低廉化事業等に財源充当をしようとするものであります。

また、次の住宅建設費1,592万3,000円の計上であります。同交付金を見込み、市営住宅（旭ヶ丘団地）1棟分の改築工事費等の計上であります。

32ページをお開き願います。消防費の災害対策費であります。当初予算に計上いたしました家具転倒防止器具等取付費補助交付事業費500万円の財源として、社会資本整備総合交付金500万円を充当しようとするものであります。なお、本事業が500万円を下回る場合は、その差額を市営住宅（旭ヶ丘団地）の改築工事費の財源に充当する考えであります。

34ページをお開き願います。教育費であります。小学校費のうち教育振興費に10万円の計上であります。3月に清海小学校が外国語活動実践研究事業の実践研究校に指定されたことから、文具等の消耗品費10万円の計上であります。

次に、社会教育費の（仮称）市民文化会館建設事業費であります。社会資本整備総合交付金が内示されたことから、当初予算に計上いたしました地質調査業務及び設計業務委託料等の4割相当分2,161万2,000円を同交付金として見込み、地方債を2,000万円、一般財源を161万2,000円、おのおの減額しようとするものであります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入に移ります。14ページをお開き願います。まず、分担金及び負担金であります。農林水産業費分担金51万8,000円の計上であります。新官地先の小規模治山緊急整備事業に係る受益者分担金で、勝浦市分担金徴収条例に基づき、市負担金の15%の計上であります。

次に、国庫支出金のうち民生費国庫負担金で93万2,000円の減額であります。対象世帯の見込み数減に伴う被保険者支援分に係る国民健康保険保険基盤安定負担金93万2,000円の減額であります。

次に、国庫補助金のうち総務費国庫補助金8万円の計上につきましては、まちづくりワークショップ等開催事業に係る社会資本整備総合交付金の計上であります。

民生費国庫補助金115万9,000円の減額につきましては、当初予算に計上いたしました離職者で住宅を喪失した方等に対する住宅手当にかかわるもので、国庫補助金から県補助金に変更されたための減額であります。

商工費国庫補助金から教育費国庫補助金までは、いずれも社会資本整備総合交付金の内示に伴う計上であります。

まず、商工費補助金159万6,000円につきましては、旧まちづくり交付金の計画事業として当初予算に計上いたしました観光案内板等設置事業及び今回計上いたしました全国朝市サミット開催事業に係る事業費のおおの4割相当分を見込み、計上いたしました。

次に、土木費国庫補助金1,658万8,000円のうち、道路橋りょう費補助金540万円につきましては、旧まちづくり交付金の計画事業として当初予算に計上いたしました排水整備事業等3件の事業費の4割相当分を見込み、計上いたしました。

住宅費補助金1,118万8,000円につきましては、旧地域住宅交付金に係る地域住宅計画の事業

として、当初予算に計上いたしました高齢者等住宅改造費助成事業、民間住宅耐震診断、家具転倒防止器具取り付け費補助事業、及び今回計上いたしました市営住宅改築事業に係るもので、総事業費のおおむね4割相当分の計上であります。

教育費国庫補助金2,161万2,000円につきましては、旧まちづくり交付金の計画事業として当初予算に計上いたしました（仮称）市民文化会館建設事業の設計業務委託料等にかかわるもので、4割相当分を見込み、計上いたしました。

次に、民生費委託金9万8,000円につきましては、社会保障生計調査委託金で、補助率10分の10の計上であります。

次に、県支出金であります。県負担金の民生費県負担金につきましては、対象世帯の見込み数減に伴う保険者支援分及び保険税軽減分に係る国民健康保険保険基盤安定負担金208万4,000円の減額であります。

16ページをお開き願います。県支出金のうち民生費県補助金115万9,000円につきましては、離職者で住宅を喪失した方等に対する住宅手当に係るもので、国庫補助金から県補助金に変更されたための計上であります。

次に、農林水産業費県補助金337万4,000円のうち、小規模治山緊急整備事業補助金172万9,000円につきましては、補助率3分の1の計上であります。鳥獣被害防止総合対策交付金95万5,000円につきましては、補助率10分の10の計上であります。

水産業費補助金69万円につきましては、補助率10分の3の計上であります。

次に、商工費県補助金1,432万9,000円のうち、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金449万5,000円につきましては、補助率10分の10の計上であります。観光地魅力アップ緊急整備補助金983万4,000円につきましては、鵜原海岸公衆トイレ設置事業に係るもので、補助率2分の1相当額の計上であります。

教育費委託金10万円につきましては外国語活動実践研究事業に係るもので、補助率10分の10の計上であります。

次に、寄附金の商工費寄附金750万円につきましては、鵜原海岸公衆トイレ設置事業に係る勝浦市観光協会鵜原支部から見込まれる寄附金であります。

次に、繰越金に3,863万6,000円の計上であります。前年度純繰越金であります。

18ページをお開き願います。諸収入の介護給付費収入531万1,000円につきましては、介護職員処遇改善交付金として総野園に対する管理運営委託料増額相当分であります。

次に、市債であります。このうち農林水産業債290万円につきましては、小規模治山緊急整備事業に係る自然災害防止事業債で、起債充当率100%であります。

土木債1,140万円につきましては、公営住宅建設事業債で、起債充当率100%であります。

教育債2,000万円の減額につきましては、社会資本整備総合交付金に伴い、（仮称）市民文化会館建設事業債2,000万円を減額しようとするものであります。

以上で一般会計補正予算（第2号）の補足説明を終わります。

なお、給与費明細書の説明は省略させていただきます。

○議長（板橋 甫君） 次に、佐瀬市民課長。

〔市民課長 佐瀬義雄君登壇〕

○市民課長（佐瀬義雄君） 命によりまして、議案第35号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ等、地方税法の一部改正及び医療費の増加が見込まれることなどに伴う補正であります。補正予算書の説明の前に国民健康保険の現状などについて説明をさせていただきます。

国民健康保険の現状につきましては、雇用情勢の低迷や悪化等によりまして、国保税の算定基礎となる個人所得が大きく減少し、その反面、医療費につきましては年々増加する一方で、その差が広がっている状況にあります。

この個人所得と医療費の差が国保税の算定に直接かかわってくることから、この差を補うため、国保税率のアップがどうしても必要な状況となっております。

この国保税の算定基礎となる個人所得ですが、景気の低迷等により、ここ数年、落ち続け、平成21年分所得につきましては約39億9,100万円で、平成20年分所得に比較しますと約5億6,200万円、約13%の減少であります。一方で、医療費の総額につきましては、高齢化の進展や医療の高度化などにより年々増加しており、平成22年度に見込まれる医療費の総額につきましては、平成21年度下期の診療分医療費が大幅に伸びたことなどから、約23億6,700万円と推計され、平成21年度実績に比較しますと約1億3,300万円、約5.9%の増加になります。

したがって、必要とする税額は大きくなった一方で、個人所得の落ち込み等により算定基礎となる課税総額が下がってしまったことなどから、必然的に国保税率を上げざるを得ない状況となり、これらを含め、今回、当初予算に総額5,697万円を追加しようとする補正予算に至ったものでございます。

それでは、補正予算（第1号）の補足説明を補正予算書によりまして歳出から行います。

恐れ入りますが、48ページをお開き願います。初めに歳出ですが、1款総務費で国保連合会の新共同電算対応化システム改修に係る本市システムの改修に要する費用232万1,000円を追加計上しようとするものでございます。

次に、50ページをお願いします。2款保険給付費ですが、増加を続ける医療費と個人所得の減少に伴って、医療費の支出と国保税等の収入との乖離が大きくなっている状況の中で、平成22年度に見込まれる医療費の総額をおよそ23億6,700万円と推計いたしまして、保険者が負担することとなる1項療養諸費について、当初予算額との差4,086万4,000円を追加計上しようとするものでございます。

このうち1項3目一般被保険者療養費の減額につきましては、マッサージや補装具代などの柔道整復師等に係る経費につきまして、これまでの実績等から58万4,000円を減額しようとするものです。

また、2項高額療養費につきましては、953万2,000円を追加計上しようとするものでございます。

次に、52ページの3款、お願いします。後期高齢者支援金等ではありますが、この3款から58ページの6款介護納付金につきましては、平成22年度の各拠出金等が確定したことによりまして、その過不足分を補正しようとするものです。

まず、52ページの3款後期高齢者支援金等につきましては55万9,000円を追加し、続いて、54ページの4款前期高齢者納付金等につきましては5万円を減額し、続いて56ページの5款老人保健拠出金につきましては3,000円を減額し、さらに58ページの6款介護納付金につきましては、374万7,000円を追加計上しようとするものでございます。

次に、60ページをお開き願います。8款保健事業費につきましては、一般会計からの繰入金に係る財源の調整であります。

以上、歳出合計で5,697万円の追加補正でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。恐れ入ります。42ページをお開きください。初めに、1款国民健康保険税につきましては、歳出でもご説明いたしましたが、増加を続ける医療費と平成21年分の個人所得が減少したことによりまして、支出と収入との乖離が大きくなり、不足する国民健康保険税を補うためなど、現行税率のうち所得割及び資産割を見直したこと、及び地方税法の一部改正に伴い、課税限度額を見直したことなどによるもので、当初予算との差、284万9,000円を追加計上しようとするものであります。

次に、4款国庫支出金につきましては、保険給付費補正分の特定財源分として、1項の国庫負担金で1,413万5,000円を追加し、2項の国庫補助金で314万1,000円を追加しようとするものです。

次に、5款療養給付費等交付金につきましては、今回の退職分税額が減になったことによる交付金の追加分で、771万7,000円を追加計上しようとするものでございます。

次に、44ページ、6款前期高齢者交付金につきましては、平成22年度の交付額確定に伴うもので、394万1,000円を減額しようとするものです。

7款県支出金につきましては、特定健康診査負担基準の変更及び保険給付費補正分の特定財源分といたしまして、1項県負担金で483万6,000円を減額、2項県補助金で369万5,000円を追加しようとするものです。

10款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金に3,329万9,000円を追加計上しようとするものです。

この内訳といたしましては、今回の個人所得の減少等に対する国民健康保険税の減収分等といたしまして、一般会計からの法定外繰入金3,500万円を計上いたしました。そのほか基盤安定軽減に係る対象世帯数の見込み減に伴います保険税軽減分215万8,000円の減額及び保険者支援分186万4,000円の減額をしようとするものです。これに歳出の総務費でご説明いたしました国保連合会の新共同電算対応化システム改修に係ります費用231万1,000円の追加を合わせまして、10款合計で3,329万9,000円を追加計上しようとするものでございます。

次に、46ページ、11款繰越金につきましては、平成21年度の決算見込みに伴います当初予算との差、91万1,000円を追加計上しようとするものです。

以上、歳入合計で5,697万円の追加補正であります。

以上で議案第35号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明を終わります。

○議長（板橋 甫君） これをもちまして市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

休 会 の 件

○議長（板橋 甫君） 日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明6月8日及び6月9日は、議案調査等のため休会したいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、明6月8日及び6月9日の2日間は、休会することに決しました。

散 会

○議長（板橋 甫君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月10日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。
本日はこれをもって散会いたします。

午前11時33分 散会

本日の会議に付した事件

1. 諸般の報告
1. 市長の行政報告
1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第27号の総括審議
1. 議案第28号～議案第35号の上程・説明
1. 休会の件